

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）」を踏まえた取組の推進の依頼と、「生命（いのち）の安全教育」等について周知するものです。

7 教参学第 23 号
令和 7 年 7 月 17 日

各都道府県教育委員会担当課長
各政令指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管部課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
学校設置会社を所轄する各地方公共団体の
学 校 設 置 会 社 担 当 課 長 殿
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
中 園 和 貴

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」
を踏まえた取組の推進について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）」（令和 7 年 6 月 10 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。以下「重点方針」という。）を策定しました。

重点方針では、基本的な考え方として、男女共同参画社会基本法に基づく「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。以下「5 次計画」という。）」を着実に実行した上で、5 次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化を行うとともに、新たに取り組む事項として、「I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」、「II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり」、「III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大」、「IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」「V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化」について、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めています。

重点方針の概要については、別添 1 のとおりです。また、全文は下記参考 1 の内閣府 web サイトを御参照ください。

文部科学行政関連記載については、別添 2 のとおり、

- ・ 全国の大学生等を対象とした社会課題の解決やビジネスでの起業等、「新たな価値を生み出していく精神」を涵養するアントレプレナーシップ教育の充実（上記Ⅰ関係）
- ・ 大学を核とした地域の人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた大学間・産学官連携の強化等を通じた大学を活用した地方創生の取組を推進や、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図るなど、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組の推進（上記Ⅰ関係）
- ・ 理工系分野での活躍を含む、女性の多様な選択を可能にするための教育・学習プログラムの開発・普及や、教育分野のアンコンシャス・バイアスの解消や男女共同参画の推進（上記Ⅲ関係）
- ・ 出産・育児等のライフイベントと研究の両立や女性研究者リーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組支援の強化（上記Ⅲ関係）
- ・ 女性研究者が大学等において能力を発揮し、活躍できる環境を整えるため、各国公私立大学等に対して、ハラスメント防止のための窓口の設置等の取組の実施状況に関する調査の実施（上記Ⅲ関係）
- ・ 子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進など、子供の性被害防止に向けた対策（上記Ⅳ関係）
- ・ 学校において、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努めたり、月経の正しい理解に資する冊子を活用し、児童生徒や学校関係者の理解を推進したりするとともに、女性の生涯を通じた健康課題について学ぶ機会が得られるよう、自治体の保健部局と教育委員会の連携の強化（上記Ⅳ関係）
- ・ 各中央競技団体における女性理事の目標割合 40%の達成に向けた取組や、女性アスリートの健康課題に対する支援等のスポーツ分野における女性の参画・活躍の促進（上記Ⅳ関係）

等に重点的に取り組むこととしていますので、各地方公共団体・各学校設置者におかれては、重点方針の趣旨の御理解と取組への積極的な御協力をお願いします。

特に、「生命（いのち）の安全教育」については、令和 5 年度より全国展開を推進しているところです。令和 4 年 12 月に改訂された生徒指導提要では、性犯罪・性暴力に関する対応として、「生命（いのち）の安全教育」を実施することが明記されました。改めて教材及び指導の手引き等について周知いたしますので、各学校において、これらを活用しながら「生命（いのち）の安全教育」へ積極的に取り組むようお願いします。

また、教職員や児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けて、教員向けの研修プログラム（参考 3・4 参照）や、小・中学生を対象にした教材及び指導の手引き等（参考 5 参照）をホームページで公開しています。小中学生の段階でこれらの意識を植え付けないことは子供たちの可能性を引き出す上で非常に重要です。教員向けの校内研修や、授業での活用、児童生徒・保護者への資料配布等に是非お役立てください。

このことについて、各都道府県教育委員会担当課におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項を受けた学校設置会社を所轄する各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校設置会社に対して、国公立大学法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する各学校設置会社担当課におかれては、その設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれては、その設置する高等専門学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては、所管の専修学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

なお、学校に対する周知の範囲及び方法については、学校における働き方の観点から、例えば他案件とまとめて周知する等、御担当において各学校の状況等を踏まえて御判断いただくようお願い申し上げます。

(参考)

【参考 1 : 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025 について】

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>



【参考 2 : 生命(いのち)の安全教育の取組について】

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



【参考 3 : 男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムについて】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm



【参考 4 : 独立行政法人教職員支援機構 学校における男女共同参画の推進 : 校内研修シリーズ No. 117】

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/117.html>



【参考 5 : 学校と地域で育む男女共同参画について】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm



【参考 6 : 月経の正しい理解に資する冊子「月経の正しい理解とその対応」】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/mext_02466.html



以上

[本件連絡先]

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係

電話:03-5253-4111 (内線 3268、3073)

メールアドレス: danjo@mext.go.jp

いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待ったなしの課題。
⇒全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

各地の女性が、いかなるライフステージにあっても仕事を得て、自分らしく生きていくための礎として、女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正し、所得向上・経済的自立を図ることが必要。
⇒女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。⇒企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。
⇒配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながる。⇒男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

（1）全国各地における女性の起業支援

- 女性がアクセスしやすい全国各地の男女共同参画センター等をサポートの拠点として、地域の実情を踏まえた取組（セミナー等の継続的な開催を通じたロールモデルとの出会い・仲間とのネットワーク形成の促進、起業ステージの進捗に応じた更なるステップアップの機会の提供、地域の意識変革に向けた啓発等）を進め、女性の起業の裾野拡大等を図る。
⇒・地域女性活躍推進交付金等による財政支援、各地の好事例の収集・横展開、男女共同参画センター等と関係機関との連携体制の構築支援、全国的な外部専門人材のデータベースの整備、男女共同参画センター等を含む各地の関係機関とマッチングによる人材派遣の仕組みの構築、啓発素材の作成・提供等を行う。
- 女性起業家の更なる活躍を後押しするとともに、女性起業家に対するハラスメントの防止に取り組む。
⇒・ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援、女性起業家支援ネットワークの構築、女性起業家による資金調達への支援、地域密着型事業の立ち上げ支援、アントレプレナーシップ教育の推進等に取り組む。
・フリーランスの就業環境の整備や、女性起業家に対するハラスメント防止に向けた、ベンチャーキャピタル等の支援機関に対する研修の実施、コンプライアンス管理の体制確保、相談支援に取り組む。

（参考）地域で輝く女性起業家サロン

女性活躍・男女共同参画担当大臣が、地域で活躍する女性起業家等と、今求られている支援策等についてフランクに論じ合う「地域で輝く女性起業家サロン」を日本各地で開催してきた。また、地方訪問時には、地域にお住いの一般の女性の皆さんとの意見交換会も併せて実施した。
意見交換においては、根強い性別役割分担意識等の存在や、女性起業家の身近なロールモデル、起業に取り組む仲間やメンター等のネットワーク、女性の起業を伴走型で精神面・ノウハウ面にわたりサポートをする人材の不在等が指摘された。



【開催実績】

令和7年

- 1月18日 第1回サロン
滋賀県立男女共同参画センター「G-Netしが」
（滋賀県近江八幡市）
- 1月23日 第2回サロン 三原大臣室
- 2月4日 サロン参加者と石破内閣総理大臣との面会
- 2月15日 第3回サロン
男女共同参画センター横浜「フォーラム」（神奈川県横浜市）
- 3月22日 第4回サロン
福島市クリエイティブビジネスサロン（福島県福島市）
- 4月24日 第5回サロン 三原大臣室
- 5月10日 第6回サロン
福岡県男女共同参画センター「あすばる」（福岡県春日市）

（２）地域における魅力的な職場、学びの場づくり

- 改正女性活躍推進法を踏まえ、女性活躍の更なる推進を図る。
⇒・男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の強化（常用労働者101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付け）、女性の健康上の特性に留意した取組の推進、ハラスメント対策の強化に取り組む。
- 地域において女性にとって魅力的な職場づくり、学びの場づくりに取り組む。併せて、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図る。
⇒・「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、地方や中小企業における女性の登用推進、中小企業における柔軟な働き方・ダイバーシティ経営の推進、地域働き方・職場改革等の推進、農林水産業における女性活躍の推進、建設産業における女性活躍・定着の促進、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組の推進等に取り組む。

（３）地域における人材確保・育成及び体制づくり

- 独立行政法人国立女性教育会館を機能強化した「男女共同参画機構」（第217回国会に法案を提出）の設立や、男女共同参画センターの機能強化等により、地域における女性活躍・男女共同参画の推進体制の充実を図る。
⇒・男女共同参画センターガイドラインの策定など各地の男女共同参画センターの機能強化に向けた取組、男女共同参画機構と各地の男女共同参画センターの情報プラットフォームの構築、地域課題の把握に向けた統計データの整理等に取り組む。
- 地域の実情に応じた自治体の取組を支援する。
⇒・地域女性活躍推進交付金・新しい地方経済・生活環境創生交付金等による自治体への支援、女性活躍に取り組む地方自治体の好事例の横展開等を行う。

（４）地域における安心・安全の確保

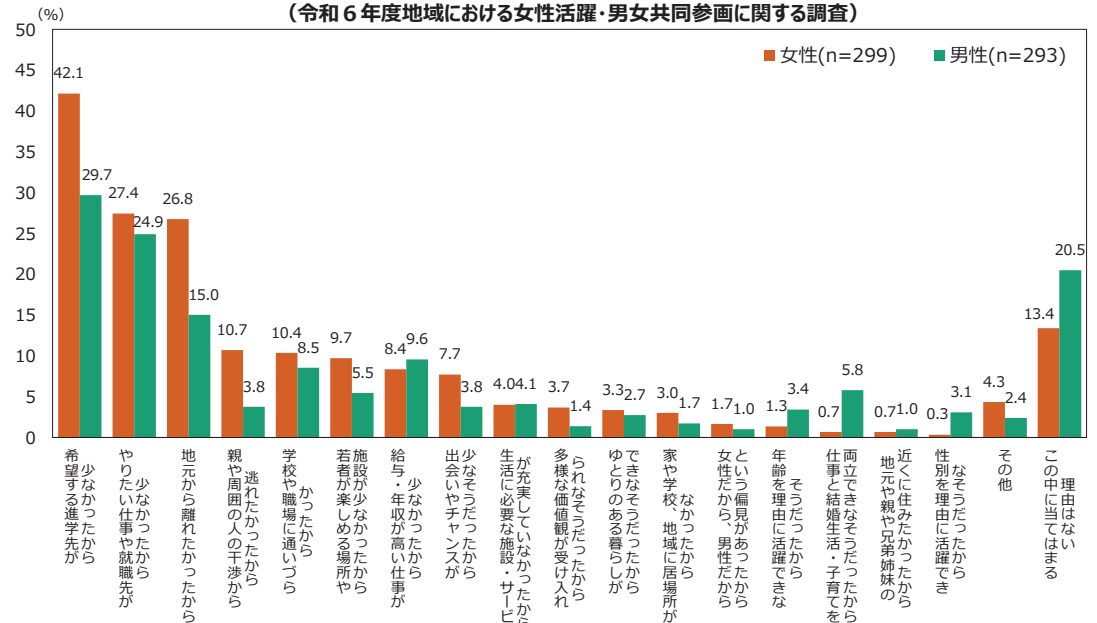
- 災害時には、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応を推進し、平常時・災害時を問わないフェーズフリーの観点を踏まえ、平常時から災害に強い地域社会の実現を図る。
⇒・能登半島地震調査の結果を踏まえた男女共同参画の視点からの取組の推進、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大、防災の現場等における女性の参画拡大、消防吏員、消防団員への女性の加入促進、男女共同参画の視点に立った民間との連携・協働体制の構築、男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の推進に取り組む。

Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

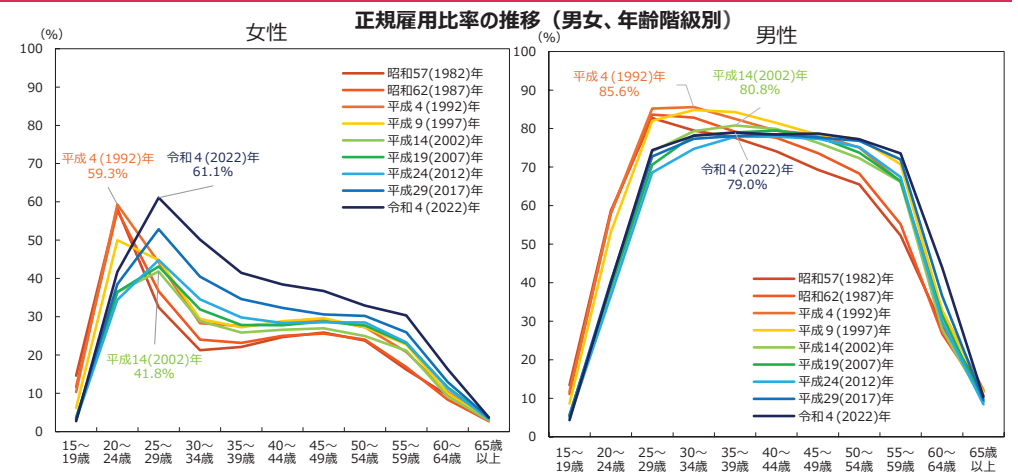
（１）女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

- 非正規雇用労働者の正社員転換や女性デジタル人材の育成をはじめとするリスクリングの促進等による「L字カーブ」の解消等により、女性が希望に応じて働くことができる環境づくりを進める。
⇒・「L字カーブ」の解消に向けた取組の強化、「同一労働同一賃金」の遵守の徹底、「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、求職者に対する情報公表の促進、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、医療・介護・福祉などの分野で働く方々の賃上げ、雇用保険の適用拡大、ひとり親家庭への支援（就労支援、養育費受領率の向上等）等に取り組む。

出身地域を離れた理由（男女別）
（東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者のうち、自分の都合で出身地域を離れた者）
（令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査）



（備考） 1. 「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」（令和6年度内閣府委託調査）より作成。回答者は18～39歳の男女。
2. 自分の都合（進学や就職など）で、中学校卒業時点に住んでいた地域から転居し（離れ）たと回答した者に対し、「あなたが、自分の都合で、中学校卒業時点に住んでいた地域から転居した（離れた）理由を教えてください。（いくつでも）」と質問。
3. 東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。
東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者… 中学校卒業時点では東京圏以外に居住しており、現在は東京圏に居住している者。



（備考） 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。 2. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。

(2) 仕事と育児・介護の両立の支援

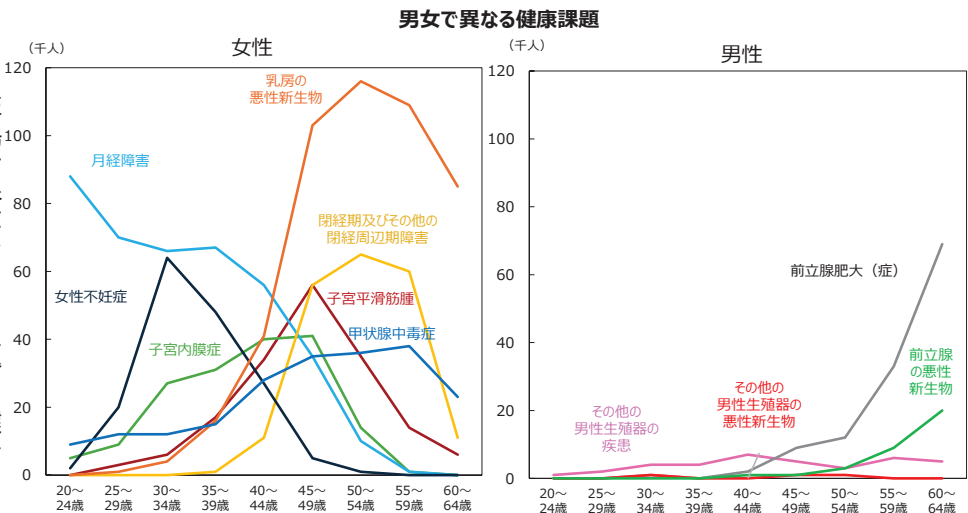
- 家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状を踏まえ、各種の支援により、育児や介護をはじめとしたライフイベントとキャリア形成の両立を図る。
 - ⇒・長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「共働き・共育て」の実現に向けた取組（男性の育児休業取得の更なる促進、育児時短就業給付の実施・周知、仕事と育児を両立できる職場環境の整備、出生後休業支援給付の実施・周知）、仕事と介護の両立支援の促進、外部サービス利用の普及による家事負担の軽減、キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査結果を踏まえた啓発、仕事と育児の両立にも資する就学児の居場所づくり、若者のライフデザイン支援等に取り組む。

(3) 仕事と健康課題の両立の支援

- 女性自身に対する支援や企業における取組の推進等により、働く女性のライフステージごとの健康課題に配慮し、女性の活躍を後押しする。
 - ⇒・健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進、女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進、中小企業における取組促進も視野に入れた女性の健康課題に対応する施策の充実に向けた効果検証等に取り組む。

(4) 職場等におけるハラスメントの防止

- 職場等におけるハラスメントは、あってはならないものであり、事業主に雇用管理上の措置を義務付けること等により、ハラスメントの防止を図る。
 - ⇒・ハラスメントの規範意識の醸成、カスタマーハラスメント・就活等ハラスメント対策の強化等に取り組む。



- (備考) 1. 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。
2. 総患者数は、ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。
総患者数 = 推計入院患者数 + 推計初診外来患者数 + （推計再来外来患者数 × 平均診療間隔 × 調整係数（6/7））
推計に用いる平均診療間隔は99日以上を除外して算出。
3. 「乳房の悪性新生物」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

Ⅲ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

(1) 企業における女性活躍の推進

- ・改正女性活躍推進法に基づく女性管理職比率の情報公表の義務化、プライム市場上場企業における女性役員割合を2030年までに30%以上とする政府目標達成に向けた女性役員登用の加速化に向けた取組、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等を加点評価する取組等を推進する。

(2) 政治・行政分野における男女共同参画の推進

- ・女性の政治参画への障壁等に関する調査の結果を踏まえ、関係機関の連携・協力も得ながら、様々な機会を通じ、女性の政治参画への障壁とその解消に向けた必要な取組について啓発を行うなど、政治分野における男女共同参画を推進する。
 - ・各府省において、各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標を定め、より一層の女性登用に向けた取組を強化するなど、行政分野における女性活躍を推進する。

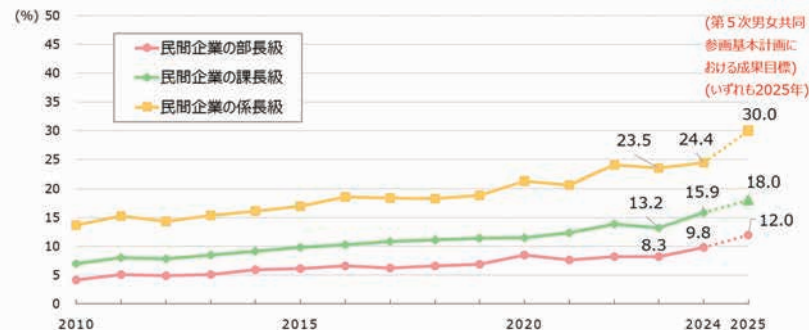
(3) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進

- ・女子中高生の理工系分野への進学促進に向けた啓発等の取組や、国立大学・高専における女子学生の増加等に対応した施設整備など、女性が少ない分野への進学者増に向けた取組の推進、女性研究者の両立支援など大学等における女性登用の促進等に取り組む。

(4) 国際的な分野における女性活躍の推進

- ・在外公館の各役職段階に占める女性の割合の引き上げや、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの分野において国際的に活躍できる人材を増やすための若者の育成に取り組む。

民間企業 管理職相当の女性割合の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 令和2(2020)年から、調査対象が変更となり、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計しているが、令和元(2019)年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。
3. 常用労働者の定義は、平成29(2017)年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30(2018)年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
4. 令和2(2020)年から推計方法が変更されている。
5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしていたところ、平成31(2019)年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

(1) 配偶者等への暴力への対策の強化

- ・配偶者からの暴力の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携等、地域における被害者支援体制の充実強化のための都道府県や市町村の取組を促進する。

・被害者の保護・自立支援を図る上で、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組む民間シェルター等の民間団体との緊密な連携が極めて重要であることから、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について、都道府県等に対する交付金により支援を行う。

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

○「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援の強化を図る。

⇒・性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について周知を徹底するとともに、法と証拠に基づき厳正に対処する。また、改正法施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を行っているところであり、同調査等を着実に進める。

・ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応した支援を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、医師会等の医療関係団体、弁護士会、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。

・改正風営法も踏まえ、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを更に推進する。

(4) 「女性・平和・安全保障（W P S）」の取組の強化

・国内の関係府省において、W P S 担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進するとともに、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028年度）」に基づく取組を対外発信含めて着実に実施していく。

・「防衛省女性・平和・安全保障（W P S）推進計画」に基づき、省一体としてW P Sを強力に推進し、ジェンダー視点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。

・消防分野においても、女性消防吏員及び女性消防団員の増加を図るべく、ソフト・ハード両面からの勤務環境・活動環境の更なる向上に努める。

(5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

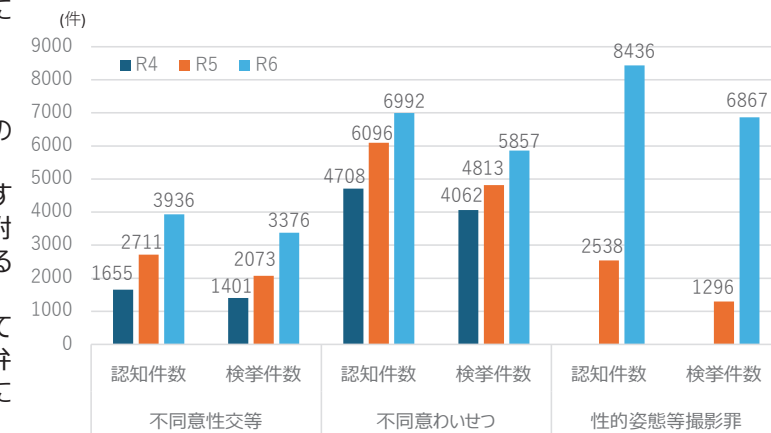
・女性の健康総合センターの取組など性差に応じた健康への支援、プレコンセプションケアの推進、フェムテックの推進と更なる利活用、女性の産後ケア施策の充実、医療保険者等のインセンティブ制度を活用した女性の健康課題の解決に資する取組の推進、健康増進関連施策における女性の健康課題解決の推進（H P V検査単独法の実施に取り組む自治体への支援を含む）、生理の貧困への対応、緊急避妊薬の利用に向けた検討、スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進、女性医師に対する支援等に取り組む。

(6) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

・婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓使用の拡大やその周知に取り組む。

・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、更なる検討を進める。

不同意性交等罪の認知件数・検挙件数



(備考) 1. 警察庁「犯罪統計」より作成。
2. 不同意性交等及び不同意わいせつについては、刑法の一部改正（令和5年（2023年）7月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつをそれぞれ計上している。
3. 性的姿態等撮影罪については、令和5年（2023年）7月13日の施行日以降の件数を計上している。

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

(1) 男女の性差に配慮した施策の推進

・男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。

・上記の取組を担保するため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

・男女別データの整備状況等に関する調査の結果も踏まえつつ、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の更なる充実に向けて、その重要性について、周知啓発に取り組む。

・男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進（ジェンダード・イノベーションの創出の推進）、交通・まちづくり分野におけるジェンダー主流化の推進に取り組む。

(2) 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

・G7、G20、A P E C、O E C D、国連等に係る情報発信を強化する。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」における 文部科学行政関連記載

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

(1) 全国各地における女性の起業支援

①アントレプレナーシップ教育の推進

全国の大学生、大学院生、高等専門学校生等を対象に、社会課題の解決やビジネスでの起業等、「新たな価値を生み出していく精神」を涵養するアントレプレナーシップ教育の充実を図る。【文部科学省】

(2) 地域における魅力的な職場、学びの場づくり

④各地域の魅力的な大学づくりに関する取組の推進

大学を核とした地域の人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた大学間・産学官連携の強化等を通じて、大学を活用した地方創生の取組を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図るなど、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組を推進する。【文部科学省】

(3) 地域における人材確保・育成及び体制づくり

①男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

ア男女共同参画機構の設立に向けた準備等の推進

「独立行政法人男女共同参画機構法案」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を令和7年3月14日に閣議決定、国会に提出したことを踏まえ、本法案成立後速やかに、男女共同参画機構の設立準備、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づく事業内容の高度化等に必要な予算及び人員の確保に取り組む。【内閣府、文部科学省】

イ男女共同参画センターガイドラインの策定など各地の男女共同参画センターの機能強化に向けた取組の推進

法案の成立後、法案内容については、自治体向けに周知・広報するとともに、各地域の課題及びニーズに応じて、男女共同参画センターが役割を十全に果たせるよう、計画実行・監視専門調査会の下で開催された「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」による提言を踏まえ、男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドラインを策定する。男女共同参画センターの機能強化は喫緊の課題であり、男女共同参画機構の設立後、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を速やかにかつ強力に支援できるよう、各地域における関係者相互間のネットワークの構築や、各地域が抱える課題やニーズの把握等に必要な支援策を検討する。あわせて、地域の課題を把握するため、就労状況など統計データを地域別に集計・整理するとともに、全国各地の男女共同参画センターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約するために必要な調査手法等についても検討する。【内閣府、文部科学省】

エ男女共同参画機構の機能に沿った施設の改修・撤去

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づく施設の改修・撤去について、埼玉県や嵐山町と所要の調整を確実にかつ速やかに進める。【内閣府、文部科学省】

（４）地域における安心安全の確保

⑧男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の推進

防災に関する知識の普及において、こどもの発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、継続して情報提供や働きかけを行う。また、防災訓練や各種イベント等において、男女共同参画の視点やフェーズフリーの観点を踏まえた平常時からの物資の備蓄等が重要であることについても情報提供を行う。【内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省】

Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

（２）仕事と育児・介護の両立の支援

⑨仕事と育児の両立にも資する就学児の居場所づくり

こどもの健全な育成を念頭に置きつつ、不登校の児童や障害児を含め、就学児のいる親が希望に応じて働くことができる観点からも、放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等の放課後児童対策に係る取組の強化、多様な学びの場の確保、放課後児童クラブにおける障害児受入推進等に取り組む。【こども家庭庁、文部科学省】

（３）仕事と健康課題の両立の支援

⑤働く女性の健康を支えるための更なる取組の推進

産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図る。【文部科学省、厚生労働省】

（４）職場等におけるハラスメントの防止

②ハラスメントの規範意識の醸成、カスタマーハラスメント・就活等ハラスメント対策の強化

217 回国会において成立した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」において、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために啓発活動を行う国の責務や、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するための事業主の雇用管理上の措置義務等が規定されたことを踏まえ、事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるとともに、改正法の着実な施行を図り、ハラスメントのない職場づくりに向けて必要な啓発活動を行う。カスタマーハラスメントについて、関係省庁の連携により各業界の取組を促進する。また、教職員が学生に対して行うハラスメント等を含め、ハラスメントの防止及び適切な対応のため、大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を一層強化するとともに、大学におけるハラスメント防止に係る研修教材の周知を行う。【文部科学省、厚生労働省、各府省】

Ⅲ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

(3) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進

①女性が少ない分野への進学者増に向けた取組の推進

女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象にした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。また、国立大学・高等専門学校（以下「高専」という。）における、女子学生の増加等に対応した施設整備の取組を着実に実施する。また、好事例の収集・公表等のフォローアップを通じて、女子学生卒の確保等に積極的に取り組む大学の取組を促進する。【文部科学省】

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、学部転換等の改革に踏み切る大学・高専を機動的かつ継続的に支援することで、成長分野への女子の進学者増を目指す。【文部科学省】

理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保を目的として、大学が民間企業等と連携して行う取組を、好事例の収集・展開を通じて引き続き促進する。【文部科学省】

児童・生徒の理科教育における興味・関心をより高め、理系分野等を選択する児童・生徒の増加につながるよう、理系分野等の専門知識を有する外部人材が学校現場で活躍できる環境を醸成する取組を一層促進する。【文部科学省】

女子中高生の理工系分野への進学を促進するため、女子中高生、保護者・教員を対象として、理工系分野に対する興味・関心を喚起する地域における取組を支援し、取組の成果等を全国に展開する。【文部科学省】

理工系分野での活躍を含む、女性の多様な選択を可能にするための教育・学習プログラムの開発・普及を図るとともに、教育分野のアンコンシャス・バイアスの解消や男女共同参画の推進に取り組む。【文部科学省】

未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について引き続き調査研究を行い、成果物について周知・普及に努める。【文部科学省】

②大学等における女性登用の促進

女性管理職の登用拡大を促すとともに、女性教員の在籍・登用状況などの情報開示の促進を図る。【文部科学省】

学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金をはじめとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍できる環境整備のための必要な施策を講じる。【文部科学省】

公的研究費の若手研究者向け支援事業の公募要領における年齢制限等において、出産・育児の期間を考慮する取組を促進する。また、大学等において若手教員採用の際の年齢制限についても同様の措置を図る。【文部科学省】

出産・育児等のライフイベントと研究の両立や女性研究者リーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組支援を強化するとともに、本取組で得られた成果等を積極的に発信することなどにより、更なる大学の取組を促進する。また、女性研究者が大学等において能力を発揮し、活躍できる環境を整えるため、各国公私立大学等に対して、ハラスメント防止のための窓口の設置等の取組の実施状況について、調査を行う。【文部科学省】

女性研究者などの研究者が不安なく研究に取り組めるようにするための人事制度の改革に取り組む大学等への機関支援について、好事例の発展・展開を促進する。また、出産・育児等のライフイベントによる研究中断後に円滑に研究に復帰できる支援や家族帯同に関する支援制度等の優れた研究者への個人支援の在り方を検討する。【文部科学省】

Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

（１）配偶者等への暴力への対策の強化

③非同棲交際相手への暴力（いわゆるデートＤＶ）の予防と被害者の支援

非同棲交際相手への暴力（いわゆるデートＤＶ）は、重大な人権侵害であり、許されない行為であることを踏まえ、被害者に寄り添った対応を行い、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等刑罰法令に触れる行為があった場合には、各種法令を適用した措置を厳正に講ずるとともに、被害者に対する相談支援、必要な一時保護の適切な実施、若年層に対する教育及び広報啓発を推進する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

④ストーカー対策の強化

最近のストーカー被害の発生状況等に鑑み、ストーカー総合対策（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議決定、令和 4 年 7 月 15 日改訂）を踏まえ、被害者等の安全確保が図られるよう、被害者等からの相談体制の充実、一時避難所を確保するために必要な連携体制整備等の一層の推進を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

（２）性犯罪・性暴力対策の強化

③多様な被害者が被害申告・相談をしやすい環境の整備

エ被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

ワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、性暴力の被害者が速やかにつながる事が重要であることを広く周知する。【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

④こどもの性被害防止に向けた総合的な対策の推進

こどもに対する性暴力を防止するため、学校設置者等や学習塾など民間の教育保育等の事業者が児童等に対する性暴力等を防止する責務があることを明確化した上で、事業者に対して、こどもの安全を確保するための措置を義務付ける等の措置を講ずる「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号）が第 213 回国会において成立したことを踏まえ、その円滑な施行に向けて、下位法令、ガイドライン等の検討・整備を進めるとともに、制度の周知・広報を図る。また、こども家庭庁を司令塔として、政府一丸となりこども・若者の性被害防止対策を進めるため、(1)加害の防止、(2)相談・被害申告をしやすくする、(3)被害者支援、(4)治療・更生の四つの観点から取組を推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「教育職員性暴力等防止法」という。）及び同法に基づく基本指針等を踏まえ、教育職員等による児童生徒等への性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底する。【文部科学省】

加えて、教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等はもとより、教職課程内外の活動等を通じて、教育職員性暴力等防止法等の関係法令の内容を含め、性暴力の防止等に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう引き続き周知する。また、調査研

究により開発した教材の周知や全国の事例の収集・発信を行う。【文部科学省】

学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重しあう人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。【こども家庭庁、文部科学省】

⑤学校等における相談等の体制の強化

性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒や学生等からの相談に適切に対応し必要な支援ができるよう、こども間の性暴力もいじめに含まれることや、こども間の性暴力事案や性的いじめ事案における加害者への対応や地域における関係機関との連携を含めた適切な対応の在り方について、教育委員会、都道府県及び大学等の担当課等に対し周知すること等により事案発生時の迅速的確な事実確認の実施及び相談体制の充実を図る。【こども家庭庁、文部科学省】

⑥切れ目のない手厚い被害者支援の確立

アワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体、法テラス、弁護士会、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。具体的な取組の例として、都道府県の条例や男女共同参画計画等の計画にワンストップ支援センターの設置や関係機関との連携に関する規定を盛り込むものや、都道府県を中心に関係機関と連携協定を締結するもの等があり、こうした取組を実施している都道府県の事例等を全国に横展開することにより、各都道府県等において主体的かつ計画的な取組が進められるよう、関係府省が連携して必要な支援を行う。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

⑦生命（いのち）の安全教育の全国展開の推進

生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進するとともに、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速する。【文部科学省】

⑧インターネット上の性的な暴力等の根絶に向けた取組

被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、インターネットの安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ＩＣＴリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自画撮り被害（だまされたり、脅かされたりして若年層・児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。被害者に更なる撮影・送信や金銭等を要求する、いわゆるセクストーションの被害を含む。）を防止するため、若年層、児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。こうした対策を講じていく中で、こどもの安全・安心をしっかりと守り抜くため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）」を推進するとともに、青少年のインターネット利用に関する課題と論点を整理した上で、関係省庁が連携して青少年保護に向けた取組を強化する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、消費者庁、法務省、総務省、文部科学省、経済産業省】

競技大会におけるアスリートや児童生徒等に対する盗撮や盗撮された性的意図を持った写真や動画の拡散等に関する問題について、日本オリンピック委員会・日本パラスポーツ協会等関係団体と連携し、必要な対策を講じる。【警察庁、法務省、文部科学省】

⑨社会全体への啓発

「若年層の性暴力被害予防月間」（毎年4月）や「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）等を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で広く広報活動を展開し、啓発を強化する。また、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為は性暴力であること等についての認識が広がりつつあり、性犯罪・性暴力対策の更なる推進の気運が高まっていることを踏まえ、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、各界各層を対象とする啓発に取り組むとともに、特に、性暴力の被害は、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことから、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談先等の周知を徹底する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

⑬「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行

「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」（令和5年3月30日関係府省取りまとめ）において取りまとめた施策について、痴漢は重大な性犯罪であるという認識の下、関係府省が一体となって確実に実行する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省】

（5）性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

①女性の健康総合センターの取組など性差を考慮した包括的に支援する取組の推進

各大学の医学教育において、性差を考慮した医療に関する教育の充実を促すための検討を行う。【文部科学省】

学校においても、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努めたり、月経の正しい理解に資する冊子を活用し、児童生徒や学校関係者の理解を推進したりするとともに、女性の生涯を通じた健康課題について学ぶ機会が得られるよう、自治体の保健部局と教育委員会の連携を強化する。【文部科学省、厚生労働省】

さらに、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについては、生涯を通じて健康に過ごすためにも重要な取組である。関係省庁や関係機関と連携し、政府一丸となって、プレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、社会全体での認知度向上と支援体制の整備等に取り組んでいく。また、性と健康の相談センターにおいては、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援等を継続的に実施する。あわせて、プレコンセプションケアの情報発信等を図る。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

⑧スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進

スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、引き続きスポーツ団体ガバナンスコードの周知に努めるとともに、スポーツ団体における女性役員の確保・育成支援の実施等により、各中央競技団体における女性理事の目標割合40%の達成に向けた具体的な方策等の取組の促進を図る。

また、女性アスリートの健康課題等を解決するため、相談窓口を引き続き設置するとともに、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラムを拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。さらに、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を居住地域等にかかわらず誰もが活用できるよう、オンライン・プラットフォームの整備・普及等に取り組む。【文部科学省】

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

(1) 男女の性差に配慮した施策の推進

③男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進

男女の体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を促進するためには、研究のダイバーシティ確保や「ジェンダード・イノベーション」の概念を取り入れることが重要である。そのため、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的研究費の各制度において、男女共同参画や性差の視点を踏まえた研究の促進、男女の研究者が共に働き続けやすい研究環境の整備の推進、次代を担う理工系分野の人材育成の促進の取組を着実に実施する。【内閣府、文部科学省、関係府省】

「生命（いのち）の安全教育」の実施について

○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

○令和6年4月に取りまとめられた「こども・若者の性被害防止のため総合的対策」において、「生命（いのち）の安全教育」を全国展開する旨が盛り込まれている。

○「生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）」においても、「全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施と記載されている。

【参考1】

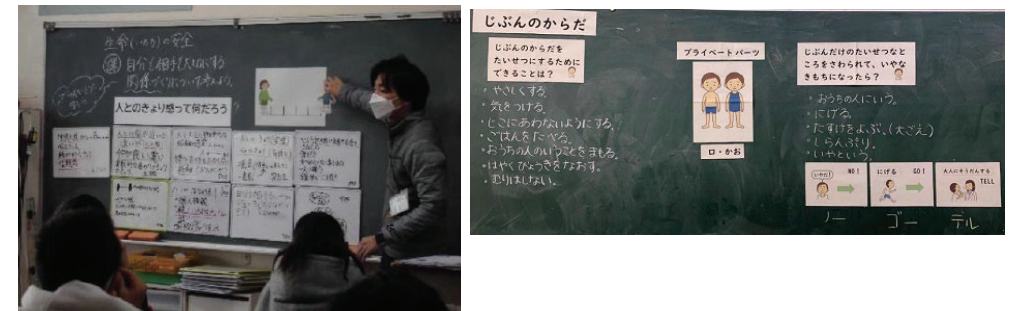
・「性犯罪・性暴力防止」のための教育を実施していると回答した学校の割合（令和5年度）

合計	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
45.3%	13.3%	44.2%	56.7%	61.9%	50.2%

【出典】文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」

【参考2】

・授業等での実践の様子



○子供たちを性犯罪・性暴力の当事者とさせないため、生命（いのち）の安全教育の実施・普及にご協力いただきたい。

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の
加害者・被害者・傍観者にしないための
「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官

森本 晋也



＜動画の構成＞

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したもの。
- ・**平成22年に初めて作成**して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表。**

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

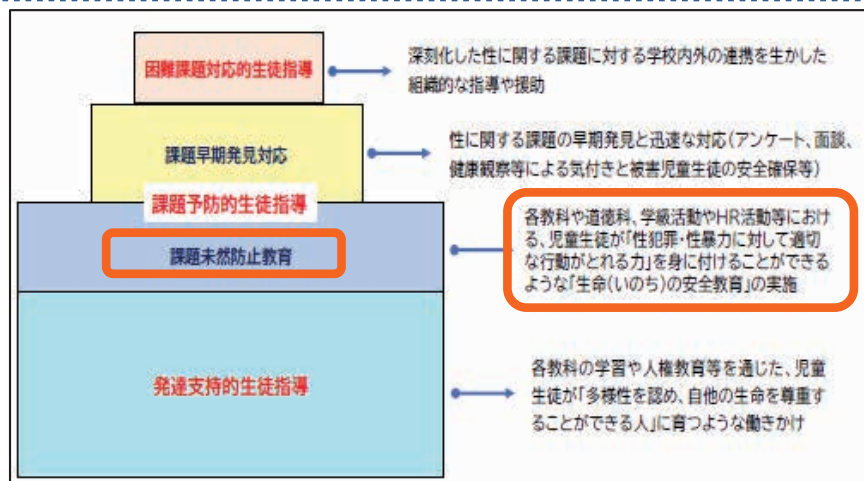
「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題」（P255～P261）

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



＜図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造＞

・・・発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うことになります。

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。
- ・児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。

○該当箇所抜粋

表3 「生命（いのち）の安全教育」の各段階におけるねらい	
段階	ねらい
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校（低・中学年）	自分と相手の体を大切にできる態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校（高学年）	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な間柄でも相手が嫌ということはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

- I 事業概要
- II 各実践校における全体計画例
- III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
 - 1 幼稚園・保育園・認定こども園
 - 2 小学校
 - 3 中学校
 - 4 高等学校
 - 5 特別支援学校（学級）

保健体育科、特別活動(学級活動)等
における実践事例を掲載

IV 資料編

- 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
- 資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
- 資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、
指導上の留意点等をまとめています。

学年 中学2年生



生命（いのち）の安全教育

取組概要と工夫

- 保健体育科（保健分野）において指導
 - 取組に関する指導形態：学級別
 - 取組に関する指導者：教科担任
 - 取組における指導内容：自他のSNS
- 「人権と生命を尊重する教育の推進」をイートゾーン「理解」を起点に、発達段階の良い人間関係に関する学びを構成している。

題材の目標

- 心と体には距離感があるという認識を身にできるようにする。
- 距離感が守られないときに取るべき行動ようにする。
- 性暴力の例や背景を理解し、デートDVについて考え、安全な意思決定ができる。
- お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。

題材について

自分や相手、一人一人を尊重することへの思考や態度を身に付ける必要がある。

学習指導要領との関連

中学校学習指導要領
保健体育
〔保健分野〕
2 内容
(3) 被害の防止について、課題を発見し、身に付けることができるよう指導する。
ア 被害の防止について理解を深める。
イ 被害の防止について、危険の予測と。

時	主な学習活動	指導上の留意点
1	- より良い人間関係について理解する。 - 心と体の距離感について考える。 - 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。 - 性暴力が起きないようにするための方法について考える。	- 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。 - 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。 - お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。
2	- 性被害に遭ったときの対応方法を理解する。 - 事例をもとに性被害への対処方法について話し合い、対応力を高める。 - 性被害の相談先について知る。	事例をとおして、性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とながらうことの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。

授業の展開

- 1 時間目の展開
 - より良い人間関係について理解する。
 - 心と体の距離感について考える。
 - 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。
 - 性暴力が起きないようにするための方法について考える。

学習活動	主な発問・生徒の反応	指導上の留意点
学習上の留意点について知る。		学習中に不調を来して退出したい等の場合は教員に申し出て良いことを伝える。
- 授業の目的や「生命（いのち）の安全教育」の全体像を知る。 - より良い人間関係について理解する。 - 良い人間関係とはどういうものか考えてみよう。		- 授業のねらいと授業内容を説明する。 - 良い人間関係とはどのようなものか問いかけ、小集団での話し合いを進めながら、生徒が十分に考えることができるようにする。

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL） https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは？

児童生徒の将来の選択肢を狭めてしまわないように

無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方のことです。これらは知らないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、組織のあり方に影響を及ぼしたりすることがあります。

「無意識の思い込み」は、環境や経験を通してつくられるもので、誰にでもあるものです。まずはこれらに気付くことが大切です。

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や固定的な性別役割分担意識の事例

家事・育児・介護は女性のほうが向いている



管理職は男性のほうが向いている



夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



教育の場で起こる「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」 ケースのご紹介 ～大学の専攻分野の選択～

放課後、クラスの生徒と雑談している時、生徒は、進学する大学や専攻分野について迷っていることや、親の意見も気にしていることなどを話し出しました。

女子生徒「最近、工学部っておもしろそうと思っているんです。ただどうちの親は、文系のほうが成績がいいのだし、就職先も見つけやすいから文系に行ったほうがいいって言うんです。それに、女なんだから東京なんかに行かないで家から通える大学にしろとか、浪人もダメだとかいうんですよ。どう思います?」

女子生徒の発言や気持ちをどう思いますか。

女子生徒の親の発言や気持ちをどう思いますか。



教員向け研修や児童生徒向け教材のご紹介

●教員向け研修

学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しています。

【研修プログラムの詳細はこちらから】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm



主な対象	ケース(場面)			
小学校教員 【初級・中級】	ケース1 教室の日常 (基礎的・基礎的)	ケース2 学校行事(卒業式)	ケース3 小中学校での キャリア教育	ケース4 ワーク・ライフ・ バランス
	ケース5 教室の日常 (理科の実験)	ケース6 学校行事(体育祭)	ケース7 大学の 専攻分野の選択	
中学校・高校教員 【初級・中級】	ケース8 教員の日常 (校務分掌)	ケース9 教員の日常 (校務会議)	ケース10 ミドルリーダー への声かけ	ケース11 男性教員の 育休取得
管理職・管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】				

独立行政法人教職員支援機構の動画教材（校内研修シリーズ） 『学校における男女共同参画の推進』

～無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、変革につなげるために～

学校における男女共同参画の推進について、無意識の思い込みに気づき、学校の変革につなげていくための視点や方法について解説しています。

【動画視聴はこちらから】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/117.html>



●児童生徒向け教材

小・中学生向け

4種類の教材（小学生低学年・中学年・高学年、中学生向け）と教育プログラムを企画・実施するための「指導の手引き」を作成しています。

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられており、授業、指導に当たっては、教材の一部を活用することも可能です。

【教材はこちらから】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm

※保護者向けの啓発資料もあります。



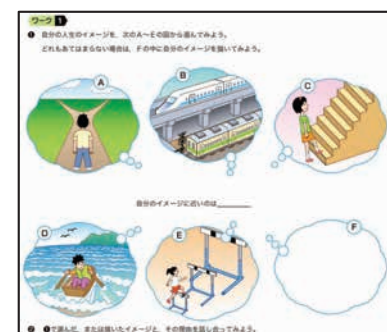
高校生向け

高校生が進路選択にあたって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえて総合的に考える（男女共同参画の視点も含む）ことができるよう、教材を作成しています。

家庭科、総合的な学習の時間、特別活動等において、高校生のキャリア形成支援の教材としてご活用ください。

【高校生のキャリア形成支援教材はこちらから】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1411247.htm



学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

～「無意識の思い込み」に気付くために～

男女共同参画の推進には、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付いて言動等を見直していくことが必要です。文部科学省では、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しました。

＜研修プログラムで提供する教材＞

教材は4種類の「動画教材」の他、「ワークシート」、研修プログラムを企画・実施するための「実施の手引き」があります。

◆ 動画教材

ケース動画（11の教育現場）の他、ケース動画のポイントを示す解説動画、社会的な背景をまとめた講義動画などを掲載しています。

主な対象	ケース(場面)			
小学校教員 【初期・中堅】	ケース1 教室の日常 (家庭科・掃除)	ケース2 学校行事(卒業式)	ケース3 小学校での キャリア教育	ケース4 ワーク・ライフ・ バランス
				
中学校・高校教員 【初期・中堅】	ケース5 教室の日常 (理科の実験)	ケース6 学校行事(体育祭)	ケース7 大学の 専攻分野の選択	
				
管理職／管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】	ケース8 教員の日常 (校務分掌)	ケース9 教員の日常 (校長会議)	ケース10 ミドルリーダー への声かけ	ケース11 男性教員の 育休取得
				

◆ ワークシート

ケース動画を視聴したあとに、ケースを見て気付いたこと、ディスカッションをして思ったこと、解説動画を視聴して研修を振り返り、考えたこと等を記入します。

◆ 実施の手引き

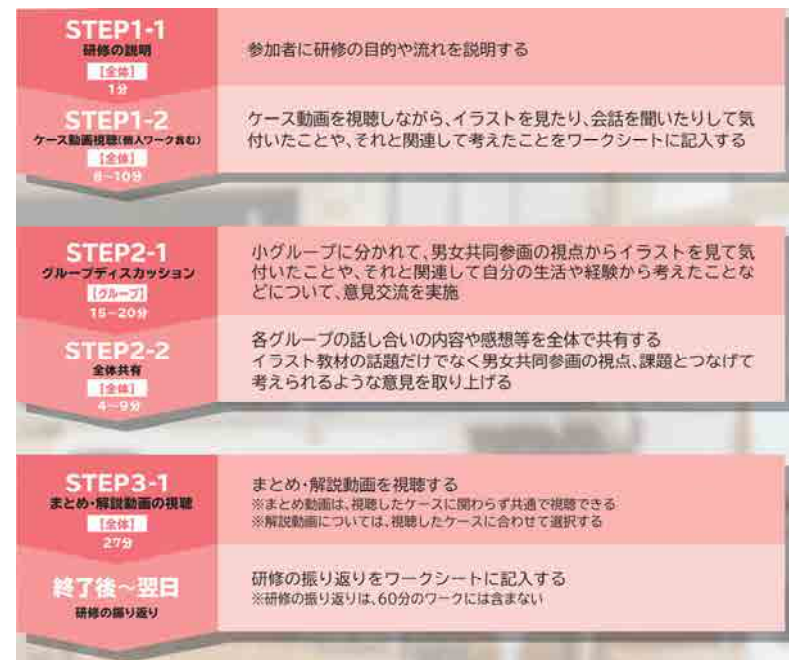
動画教材を対象や時間、目的等にに合わせて組み合わせて活用し、教員研修プログラムを企画・実施するための手引きです。

＜研修の流れ＞

【基本ワーク（1回のワークでSTEP1～3を行う場合）】

①時間 60分 ②形態 校内研修や教育センター等主催

※「実施の手引き」では、応用編として25分～90分のワークの展開例も示しています。



＜詳しくは、こちらから＞

●男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm



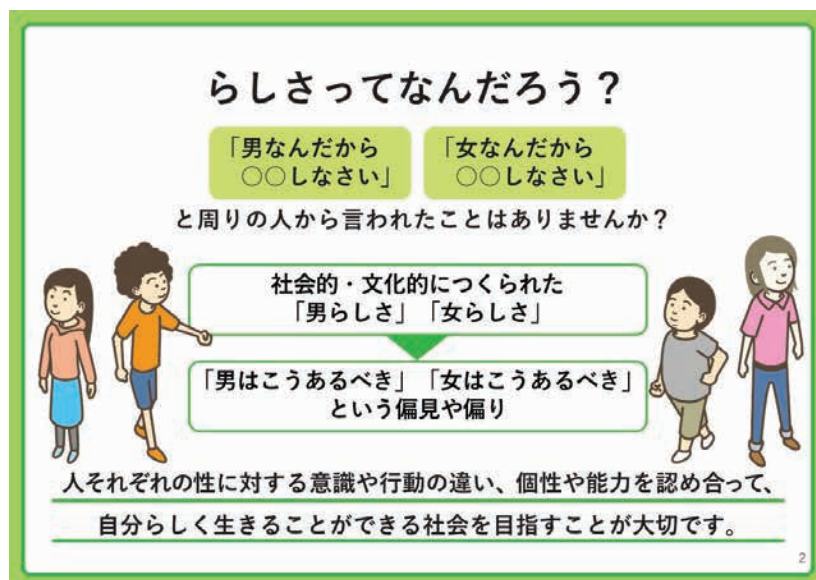
学校と地域で育む男女共同参画の促進

小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き等を作成しました。

<小学生・中学生向け教材>

4種類の教材（小学生低学年・中学年・高学年、中学生向け）と教育プログラムを企画・実施するための「**指導の手引き**」があります。

本教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、社会科、家庭科、技術・家庭科、道徳、特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられており、授業、指導に当たっては、教材の一部を活用することも可能です。



らしさってなんだろう？

「男なんだから ○○しなさい」 「女なんだから ○○しなさい」

と周りの人から言われたことはありませんか？

社会的・文化的につくられた
「男らしさ」「女らしさ」

「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」
という偏見や偏り

人それぞれの性に対する意識や行動の違い、個性や能力を認め合って、
自分らしく生きることができる社会を目指すことが大切です。

中学生向け教材

<保護者向け啓発資料>

保護者に対し、教育内容や男女共同参画の意義を説明するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み等について伝えるための資料です。小学生向け家庭学習シートもあります。



「学校と地域で育む男女共同参画」のご案内
教育内容の紹介と、ご家庭での取組のお願い

男女共同参画を推進することによって、すべての人の権利が尊重され、性別にかかわらず個人の個性と能力を發揮できる、多様性に富んだ社会を築くことができます。

このたび、全国の中学校において、男女共同参画の推進に向けた教育を推進することになりました。

● 保護者のみなさまへのお願い

- この取組は、教育の機会、機会を交えるからわかりやすく紹介しています。ぜひご家庭でも読んでいただき、本教育や男女共同参画についてご関心ください。ご理解をお願いします。
- 必ず子どもの心と向き合い、積極的に関わり合ってください。（詳細はP4参照）

男女共同参画促進に向けた教育の概要

● 教育の目標

- 令和2年度に閣議決定された「男女共同参画推進計画」において、固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見・固定観念は、根本として幼少の頃から是正されなければならない。学校と地域の連携により、一人一人の個性や能力を認め合うことの大切さを学びます。
- こうした意識や偏見等の解消に向けて、各学校において、男女の個性の尊重や自愛を大切にすることの理解、固定的な性別役割分担意識の解消の理解を深めるための教材を作成しました。

● 教育の内容

- 男女の個性の尊重
- 男女共同参画の現状
- 固定的な性別役割分担意識の解消

● コラム「生命（いのち）の安全教育」の概要

誰もが安全に生活できる社会は、性別平等にもつながります。

性別平等は、被害者となるリスクを減らすだけでなく、その心身に危害を加えたり、大きな被害を受けるリスクを減らすことにもつながります。

令和2年度に閣議決定された「性被害・性暴力被害の防止の方向性」を踏まえ、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。

この教育では、生命の尊厳や安全、性暴力被害の防止に関する意識や知識、性暴力被害の被害者となるリスクを減らすことや、自分や他人の安全を守るための行動を促すことを目指しています。

資料は本資料の添付資料のダウンロードからダウンロード可能です。
URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kouyou/ou/detail/1376840_00004.htm

無意識の思い込み・固定的な性別役割分担意識の解消はなぜ必要なのか？

性別平等は、個人の能力が十分に活かされ、幸福がもたらされる状況を生み出すこと、無意識の思い込みや固定的な性別役割分担意識、性別役割分担意識の解消が実現することが大切です。

また、無意識の思い込みや固定的な性別役割分担意識に気づくためには、性別平等の意識や、個性や能力の尊重、個性や能力の尊重を促すことが必要です。性別にかかわらず、一人一人の個性や能力や個性を尊重することが大切です。

データから分かる男女共同参画：家事・育児に関する協力は進んでいるのか？

日本では、女性の就業率が上昇傾向にあります。1997年以降は、共働き世帯が増え、家事・育児に関する協力は進んでいることがわかります。

一方で、女性の就業率・育児休業取得率は依然として低く、負担は減っていません。

共働き世帯の増加

6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児時間短縮の推移

共働き世帯の増加

6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児時間短縮の推移

保護者向け啓発資料

<詳しくは、こちらから>

●学校と地域で育む男女共同参画の促進
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kouyou/ou/detail/1376840_00004.htm

